

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

道路は、人とくらしを支え、豊かな地域社会を形成する最も基本的な社会資本であり、加えて、地域連携を強化し、災害に強い地域づくりや活力ある経済に支えられた豊かな国民生活の実現を図るためにも、必要不可欠なものである。

赤穂市は、兵庫県の南西部に位置し、京阪神地方と中国・九州地方を結ぶ地域であり、北部には国道2号、南部の中心市街地には国道250号の2つの幹線道路により住民生活や経済が支えられている。

現在、国、県により国道2号道路改築事業や国道250号道路改築事業などの道路整備が進められているが、未だ半ばである。また、併せて地域間の交流や、市民生活に必要な道路ネットワークとして南北を結ぶ県道等の整備も必要不可欠である。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も着実に整備を推進する上で、財源の確保は不可欠である。

兵庫県が交付金事業により整備を進める国道250号坂越道路や、市域南北を結ぶ県道赤穂佐伯線等の整備、また、地方の市町が必要な道路整備や適切な維持管理を行うためにも道路財特法の継続が欠かせない。

よって、本市議会は国に対し、迅速かつ着実に必要な道路整備や適切な維持管理を推進するため、下記事項について特別の配慮を強く要望する。

記

- 1 道路ネットワークの整備をはじめ、市民生活や社会活動を支えるために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月8日

兵庫県赤穂市議会
議長 有田 光一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} あて